

# 平成26年第1回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成26年1月16日  
午後1時30分～午後3時19分  
場所：市民交流センター 梅竹の間

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年第 1 回教育委員会定例会を開会いたします。

皆様こんにちは。平成 26 年に入りまして第 1 回目の定例会でございます。どうぞ皆さん、本年もどうぞよろしく申し上げます。

本日の日程はお手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてであります。既に調整を終わり署名も得ておりますので御了承下さい。

次に、委員会規則第 19 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。2 番の寺村委員と 1 番の私、紅林でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程 4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） では、失礼をいたします。

文部科学省の「道徳教育の充実に関する懇談会」が、道徳教育の改善・充実方策について、平成 25 年 12 月 26 日報告書をまとめ、下村文部科学大臣に提出をされました。その報告書の内容についてお話しをさせていただきたいと思ひます。

まず、今後の社会における道徳教育の重要性について、道徳教育は人間教育の普遍的で中核的な構成要素であると同時に、その充実が我が国の教育の現状を改善し、今後の時代を生き抜く力を一人ひとりに育成する上での緊急課題である。

これまでも繰り返し道徳教育の重要性と課題が指摘されながら、全体としては十分な改善に至らなかった反省も踏まえ、道徳教育の目標や内容、指導方法、教材、教員の指導力向上の在り方、さらには教育課程における位置づけなどについて検討を行い、道徳教育が学校教育活動全体の真の中核としての役割を果たすこととなるよう、早急に抜本的な改善充実を図る必要がある。としています。

そして、道徳教育をどのような方向に改善することが求められるか、その改善の方向として、道徳教育を真に効果的なものとするためには、学校・教育委員会はもちろんのこと、児童・生徒、保護者、地域住民などを含めたすべての関係者が、道徳教育や「道徳の時間の目標」を正しく理解し、理念を共有し、その趣旨に沿って日々の教育活動を推進していくことが求められる。

このためには道徳教育の目標と道徳の時間の目標を見直し、それぞれわかりやすい記述に改めるとともに、その相互の関係をより明確にすることができるよう、学習指導要領を改定することが求められる。

特に道徳教育の目標は、道徳的な心情のみならず、道徳的な判断力、実践意欲と態度、習慣などの育成も含む総合的なものであり、児童・生徒の内面を育てること、さらにその内面の力によって自発的・自律的に道徳的な行為ができるようにすることが重要である。このため、道徳の時間においても内面的な「道徳的実践力」を育成することにより、将来の具体的な行為としても「道徳的実践」につながるようにすることを明確に意識して取り組むことが重要であることをあわせて示すべきである。

また、道徳の時間について、道徳教育の目標を実現する上での、それ以外の各教科等との関係を改めて整理し、「補充、深化、統合」の具体的な方法などを明確化し、道徳教育の要としての中核的な役割を強化する必要がある。あわせて児童・生徒一人ひとりが異なる資質や特性を有し、その成長には個人差があることに留

意しながら、発達の段階を踏まえた目標の示し方を工夫するなど、その構造がより明確なものとなるよう改善する必要がある。としております。

道徳教育の内容として、現行の学習指導要領に示されている項目については、基本的に適切なものと考えられるが、児童・生徒の発達段階や児童・生徒を取り巻く環境の変化などに照らし過不足はないか、児童・生徒の日常生活や将来にとって真に意義のあるものとなっているかなどについて、改めて必要な見直しを行い、学習指導要領を改定する必要がある。

また、発達の段階ごとに特に重視すべき内容や共通に指導すべき内容についてもさらに精選し、これまで以上に明確化を図ることなどを検討することがある。としております。

道徳教育の指導方法にかかわる事項のうち、道徳の時間の標準授業時数については、議論の中で現在よりも増加させることを検討すべきとの意見もあったが、当面は現行の標準授業時数を前提に、その質的な充実を図ることが必要であると考える。

また、道徳の時間の指導については、児童・生徒の実態を最もよく把握し、指導に生かすことができる学級担任が行うことが適切と考える。同時にすべての小・中学校教員が、道徳の時間の指導を適切に実施することができる能力を備えることが求められる。

以上のような改善の方向が示されております。

道徳教育の評価については、道徳教育は一人ひとりの道徳性を培うものであり、道徳性は極めて多様な心情、価値、態度等を前提としていることに鑑みれば、数値による評価を行うことは不適切であり、この考え方は引き続き維持すべきである。また、児童・生徒の内面そのものを評価の対象としたり、入学者選抜等の他の判断の基礎としたりすることについても厳に慎むべきと考える。

一方、現行の学習指導要領でも、児童・生徒の道徳性を理解し評価することとされているように、児童・生徒の成長の振り返りや指導計画・指導方法の改善のためにも評価は重要であり、その過程を含めて教師と児童・生徒が共有していくことが求められる。

その際、教師と児童・生徒の温かな人格的なふれあいなどに基づく共感的な理解のもと、児童・生徒の良い点や進歩の状況等を積極的に評価するとともに、児童・生徒が自らの人間としての生き方についての自覚を深め、人間としてよりよく成長していくことを支える評価となるよう十分配慮する必要がある。

児童・生徒の評価については、指導と評価の一体化の観点からも、教員間で共有し、学校全体としての指導の改善に生かしていく必要がある。と評価することは肯定しております。

道徳教育の教育課程上の位置づけについて、道徳教育の抜本的な改善を実現するためには、教育課程における道徳教育の位置づけについてもより適切なものに見直すことが必要と考える。

そのための方策として、道徳教育の要である道徳の時間を、学校教育法施行規則及び学習指導要領において、例えば「特別の教科 道徳」（仮称）として位置づけた上で、道徳教育の目標や指導方法等についても、所要の改善を行うことを提言したい。としています。

以上が、このたび出されました報告書の概要であります。文科省は今後中央教育審議会に諮問し、学習指導要領の一部改訂を経て、早ければ2015年度にも先行実施される見通しである。としております。

私のほうからは以上ですが、教育委員会名義使用承認は今回はございません。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

教育長の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、何か御質問や御意見はございますでしょうか。道徳教育の充実ということについての報告書が上がったということでございますけれども。

○委員（石川隆俊） 意見というのではないのですが、まことにもっともであり、今、児童・生徒の道徳が昔に比べると少し緩くなってきているという面は確かにあるんじゃないかと思えます。例えば、道徳というのは学校だけではなくて、やはり家庭とか近隣だとかそういう方面も大いに関係すると思うんですが、その辺のことについてはたまたまお話しは出なかったんですけども、私は家庭とか近隣の影響というものがすごく大きいようにも思えます。道徳は何かという定義は難しいけれども、確かに今の若い人は昔から見ると、そういう意味では道徳という一般的な意味でかなり欠落する傾向があるとは思えます。電車に乗りましても、若い人が席を譲るといことがなくなってきたというのも事実だと思うし、その他さまざまそういう傾向が出ていると思えます。

○委員長（紅林由紀子） 児童・生徒というか、お子さんだけではなく、世の中全体がそういう風潮にあるような気はいたしますけれども。

今、石川委員がおっしゃったような、道徳ということに対して重要であると思われる家庭とか地域との関わりといった意味では、今どんなふうに行われているかといった例などございましたらお願いいたします。

○指導主事（岸 知聡） 道徳授業地区公開講座を小中学校全校で実施しております。これは授業を公開すると同時に、終わった後、必ず地域の方や保護者の方に参加いただく形で懇談会、協議会を行いまして、道徳教育をどのように推進していくかということと一緒に協議しております。そのような形で進めております。

○委員長（紅林由紀子） というような取り組みを、現在学校ではされているということでございますが関連することよろしいですか。

○委員（小林和子） 今の石川委員のお話にも関連しますし、学校の道徳授業のことにも関連するんですが、学校で道徳授業というのは先生方もいろいろ工夫なさって行っていると思えますが、これから先そういう学校に教科として道徳の授業を取り入れるということになるにしても、先ほど教育長のお話の中に、道徳的実践力という言葉がありましたけれども、どんなにほかの学問もそうですけれども教科書や

何かで学んでも、最終的にやはり子どもたちが社会の中で自立して生きていく、社会人としての知恵だとか知識とか生き方につながらなければ、本当の学問というか勉強ではないんじゃないかなと私は思います。そういう意味で、道德のほうもやはり学んだことがいろいろ生活の中で生きるような、そういう授業であり、教科であってほしいし、それが石川委員がおっしゃったように、やはり学校だけではなくて、学校生活、家庭生活、地域の中、いろんな所で学ぶことはいっぱいあるわけですから、そういうこと全部をとおして、やはり子どもたちが道德的教育は、なんかすごく堅苦しいというか昔の道德、善悪、勸善懲惡みたいなそういうことになりがちですけど、そういうことだけではなくて、やはり人間としてどうあるべきかというような、自分がしっかりと自分の生き方とか自分の考え方を持って対処できるような、そういう子どもたち、青少年になるような学習にならなければ本当の道德が充実したということではないんじゃないかなと思います。その辺をこれから立ち上げていろいろ研究なさっていくと思いますから、そういう中でも子どもたちが実際に力になるような、そういう道德的教育であってほしいです。それから、さっき評価を多様な価値判断もありますし、一概に、文章というか普通の評価、何段階とかそういう評価はしないというお話しでしたので、それはいいことだなと思います。単純に何がよくて何が悪いということではないと思いますし、子どもたちのいろんな思いとか何かもあると思いますので、それをただマルバツとか5段階でとかという、簡単なものでは評価できないと思いますので、そういう方法でぜひやっていただき、いずれ今度言葉でたくさん書くのは大変だから、また何か簡単な方法でというようにならないようにと願っております。

○委員（石川隆俊） 確かに、一般的にこういう話がでてくるというのは、子どもたちの道德が少し危なくなっているところからきているのかもしれないけれども、私は必ずしも今の子どもたちが道德とか思いやりとか、そういうなものが少ないとは思わないんですね。ただ、世の中の状態が忙しくなりすぎて、やりたくてもできないというか、本当は優しい子どもはたくさんいると思うし、多くのそういう人たちがいるんだけど、どうしても自分のことが中心になってしまうというのが今の状況ではないかと思います。だから、あまり急いでこういうようなことを積極的にしなくても、悪くはもちろんないけれども、必ずしも絶望的な状態ではないとは思いますがね。

○委員長（紅林由紀子） そのあたりはいかがですか。周りのお子さんの状況とか。

○委員（寺村豊通） うちの子どもを見ていても、一応お年寄りの方がいれば席を譲ったりということはさせていますし、しているみたいですけどもね。ちなみに、この道德教育というのは小中だけではなくて、今、高校の3年間、高校も都立高校などは道德教育をカリキュラムに今後入れていくようになっているそうです。だから小学校から高校、大学入るところまで、やっぱりそういった道德的な心というんですかね、そういったものが不足していると思われて、こういうような形で導入してきているのかなという感じはしますけれども。

でも、主体はね、どこにあるのか何とも言えないですね。

○委員長（紅林由紀子） 難しいところがありますよね。確かに、私も周りの子どもたちを見ると、とても優しいなと思う子どもたちもたくさんいますし、本当に一概に、石川委員がおっしゃったように低下しているとは思えないと思うんですけども、ただやっぱり社会全体を見たときに、そういった傾向は少しあるのかなとは思いますが、あと今、道徳の時間というのが一定時間設けられていて、それは増えたり減ったりはしないというような方向らしいですけども、何かでちょっと、私も全然詳しくないのでわからないんですけども、実践力というよりは、いろいろ心を動かしたり考え方に気づいたりということを主体に道徳の時間というのは組まれているというような話をちょっと聞いたことがあるんですが、もちろんそれは必要なことだとは思いますが、やっぱり先ほど小林委員がおっしゃったように、今、本当にいろいろな価値観、いろいろな育ちの子どもと一緒にやっていく中でうまくやっていかなくてはいけないというような、そういった技術としていろいろな面を、昔は地域の中でとか、たくさんの兄弟の中、たくさんの家族の中で学んできたやり取りをできない場面が多いんじゃないかなという気が、子どもたちを見ていて感じる時があります。そういった意味で、道徳がそれに合うのかどうかはわかりませんが、むしゃくしゃした時にどうやって、そのむしゃくしゃを人ではなくうまく自分で解決することができるかとか、友達とうまくいかなかったときとか、何か自分が壁にぶち当たったときに、どうやってそれを何か乗り越えていくための、心は心としてももちろん必要なんですけども、何か技術としてというかそういった手法というものを何か学べる場が、やってみる場みたいなのがあってもいいんじゃないかなという気が何となくしております。そういった意味で、今の道徳教育はもう少し研究されてもいいのかなという気持ちがちょっとしておりますが、その点いかがでしょうか。

○指導主事（大友基裕） 今年度、道徳教育推進委員会という委嘱委員会を昭島市で立ち上げまして、その中で昭島市の公立小中学校の道徳の授業をもっと充実させていこうという取り組み、提言を行いました。今の質問にあったことですが、道徳教育を充実させていくためには、確かに感動するような体験を通して、そこから道徳的な価値に自ら気づいていくというようなそういう方向の授業が道徳の今の主流となっているところもあります。その道徳教育を充実させていくためのポイントというものを道徳教育推進委員会で協議しまして、それをリーフレットにまとめ、今年度各校に配布する予定でおります。ちょっと来年度、その提言した内容に沿って、各校で道徳の時間のさらなる充実に向けて授業を考えていてもらいたいといったことを今考えております。

道徳的実践力という部分に関してですが、授業を経て道徳的価値を築き、それを共有しながら、日々の生活の中に生かしていく、それは家庭における生活でもそうですし、あとは学校内での生活等、さまざまな場面があると思いますが、その道徳の時間に学んだことを日々の生活のいろんな場面で生かしていくという、力をつけていくことが大事で、大体授業の振り返りとか最後の週末のところ、そういった自分たちの生活日常の生活ではどういうふうを考えていくんだろうね

という形で振り返らせていくという授業を行っております。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。ぜひ、今後とも充実させていただきたいと思いますが、素人考えでは、心が先が、体が先かというようなことがあると思うんですけれども、今、心をすごく大事にしている、そこからその心が傷つくことによって行動が起きることになっていると思うんですけれども、心はさておいておいて、行動してくることで心が変わるかもしれないという可能性もあるのではないかなと思っているんです。というのは、例えば演劇的な手法で、そういった役割としてやってみることで、やってみることで動いていくことに今度自分が気づくとか、何かそういったことをもっと取り組んでみてもいいんじゃないかなという気が何となくしておりますので、ぜひいろいろ情報を取り入れていろいろな勉強をしていただいて、そういったやり方を今の子どもたちに合ったものを研究していただければなと考えています。

はい。小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 今回の委員長のお話ももっともだと思いますし、私が先ほど道徳の実践力と言いましたのは、道徳の授業などではいろいろな感動的な場面で、子どもたちの感情を引き出したり何かをしているとは思いますが、いざそれが社会生活に行くとなかなか結びつかないというか、授業の中では本当に感動してすばらしい立派な行いだなと思っても、それが実生活にいざ戻るとなかなか思っても実行できない。例えば簡単な、本当に道徳と言えるほどのものではなくマナーに近いんじゃないかと思いますが、電車の中で私もしょっちゅう電車に乗るからよく見聞きするのは、やはりシルバーシート、昔はシルバーシートがなくてもちゃんと席を譲ってということをしていましたけれど、今はシルバーシートがあってもそこに若い人とか子どもとかが座って、お年寄りの人が入ってきて、赤ちゃんが生まれる方が入ってきて、さっと立つ方ももちろんいっぱいいます。でもなかなかそれが結びつかないでそのまま座席に座って、今はテレビゲームとかをそのままやっている若い方とか、中には子どももそうなんです、そういう子どももいるんですね。そういう子どもを見ると、ちょっと惜しいなって。学校で、いろいろ道徳授業というのはやっているかとは思いますが、道徳だけじゃなくいろいろな学校生活、家庭生活の中でお年寄りや弱い人をいたわりましょうということは話は聞いていると思うんですが、やはりそういうことが、ごくそんな簡単なことにも結びつかないということがやっぱりいっぱいある。そういう点でやっぱり実践力に結びつかないと本当に生きてはこないんじゃないかなって。これはごく簡単な道徳といえるほどのあれじゃなくてもあるのでね、そういうものの大切さというか充実が必要かなと思います。

○委員（石川隆俊） 小林委員がおっしゃるのは本当に、私はいわゆる高度な人格的な道徳、これはやっぱり一番本当は大事な所だと思うんですけれども、実際紅林委員長がおっしゃった、例えばやつあたりとか切れるとか、そういう心をどうやって抑えるかとか、もっと悪いのは、いじめだとか、次にも出てくるかもしれませんけれどもそういうような中傷、そのようなもっと現実的な子どものトラブルとか

さまざまなレベルがありますよね。だけど、きょうおっしゃったのはもっと高いレベルというのは、やっぱり人格が関係するような道徳なんでしょうね。さまざまなレベルの。一部の人は本当にそういう具体的ないじめとかそういう問題にもあるかもしれませんね。幅が広いですね。

○委員長（紅林由紀子）　そうですね、そういう幅の広いことを1年間かけて、9年間かけてしっかりと学んで実践できるような中身に充実していただきたいと感じます。

あともう一つ、先ほどの家庭・地域という問題がありまして、今、実際に公開講座の中で懇談会など設けていただいていますけれども、結局参加していただきたいと思う方になかなか会えないというのが、結構校長先生方も悩んでいらっしゃるようで、そういった意味で、学校だけではなく市全体としてやっぱりそういう道徳観の醸成のような、そういったことにも取り組んでいくべきなのかなという気もいたしますね。といっても、それでもなかなかそういう方には会えないんじゃないかなという、そこが本当に皆さん頭を抱えているところだと思うんですけれども、諦めることなく少しずつ何かしらそういう生涯学習の面でも、何かそういう家庭教育とかについて何か取り組んでいただいていることとかありますか。

○生涯学習部長（伊東一彦）　家庭教育というのは教育の原点であると考えております。これまでも関係部課や関係機関と連携をし、子育てに関する学習機会や相談などの取り組みをしています。家庭の教育力向上のため、子どもと親の家庭教育講座を継続して実施しており、今後も連携を深めてやっていきたいと思っております。

○委員長（紅林由紀子）　ぜひともそういった面からもよろしくお願いいたします。

というようなことで、ほかには何かございますでしょうか。

では、今後早い場合は2015年から先行実施されるということでございますけれども、その中身に期待しながら私どももできることをやってきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上で教育長の報告を終わります。

続きまして、日程5　議事に移ります。議案第1号　平成26年度昭島市教育委員会生涯学習推進の目標及び基本方針について、説明をお願いします。

○社会教育課長（片岡国幹）　議案第1号　平成26年度昭島市教育委員会生涯学習推進の目標及び基本方針について御提案申し上げます。別紙を御覧ください。

平成26年度の生涯学習の推進の目標を「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」また、基本方針を「本市の教育振興基本計画及び生涯学習推進計画に基づく諸施策を総合的かつ体系的に実施する」と定めたものでございます。平成25年度の目標、基本方針を引き継ぐものでございます。

次に、施策につきましては、昭島市教育振興基本計画に記載のとおり、

- (1) 家庭・地域の教育力向上と活用
- (2) 市民の学習活動の振興



(3) 市民のスポーツ活動の振興

(4) 市民の文化芸術活動の振興

の、4つの施策について推進してまいります。

裏面になります。平成26年度の具体的な取り組みとして、市政60周年に生涯学習を通じた記念事業を実施するほか、社会教育複合施設の建設へ向けての課題の整理、生涯スポーツの推進「昭島チャレンジデー」を引き続き実施してまいります。また、市民図書館では、分館・分室の祝日開室を本年4月から実施、子どもや高齢者の図書館利用の促進にも努めてまいります。また、公民館では地域課題や生活課題などに即した講座の開設などを進めてまいります。

昭島市における生涯学習の推進を図るため、平成26年度昭島市教育委員会生涯学習推進の目標及び基本方針を制定する必要があることから提案いたしますのでございます。

以上、簡略な説明でございますが御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

議案第1号について事務局からの説明が終わりました。本件に対しての質疑、御意見、御要望などお受けいたします。何かございますでしょうか。

○委員（小林和子） 別紙の裏面ですが、「高齢者の図書館利用を促す事業を実施する」というふうにあるんですが、具体的な内容が、今あればこれもお伺いしたいんですが、高齢者が図書館を利用する際にネックになるのが、交通というか、その図書館に行くための手段がなかなか遠隔地の方たちは不便ではないかなと思います。私もその分館のところがどういう交通事情なのか知らないのですが、近くにバスがあるとか、Aバスが停まるとかその辺のところはいかがなんでしょうか。

○市民図書館長（太田 勇） 平成26年度に市民図書館本館と分館で高齢者の図書館利用を促すための講演会を予定しております。本館では、5月に大串夏身先生をお呼びして、講演会と図書館の中を案内しながら利用方法の説明をいたします。

また、市民図書館では高齢者の方が2階等に上がる場合にはエレベーター等を利用していただいておりますが、何か、もっとバリアフリーにできるところがあるかどうか、これからも検討していきたいと思っております。

また、分館・分室への交通手段につきましては、Aバスの停留所が近くにあるようでしたら、時刻表等を館内で配布し、図書館利用を促していきたいと思っております。

○委員（小林和子） ぜひそういう交通手段というか、これからますます高齢者が増えていく、私たちもそうなるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。といいますのは、去年、やまのかみ団地でしたか、あの辺の所の運動会に行った時に地域の方がおっしゃっていたのが、あそこはすごく買い物が不便だということで、バスも停留所が近くにないというお話を伺ったので、団地にいらっしゃる方が高

齢者ばかりだそうなんです。ということで交通が大変で買い物も大変でという、日常の買い物でさえそうですから、まして図書館、すぐに必要じゃない図書なんかはなかなか、よほど便利とか必要がないと行かないんじゃないかなと思いますので、そういうことを、今後少し時間がかかっても高齢者が増えていくばかりですから考慮していただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） この件につきまして何かほかにございますか。

○生涯学習部長（伊東一彦） 図書館から距離的に遠い地域の人や身体的理由で図書館を利用できない人のために移動図書館車というのもありまして、市内13カ所を回っていますので、移動図書館車でもご利用いただくこともできますし、そこでリクエストのほうもできることになっております。

○委員（小林和子） その数をもっと増やしていただくとかね。

○生涯学習部長（伊東一彦） 市内の病院や公園など13カ所を細かく回っていますので、ある程度カバーはできているかなと考えております。

○委員長（紅林由紀子） 移動図書館の場合の載せていく本のジャンルとかは、かたよりなくというか、いろいろその住んでいる住民の方とかのニーズというか、年齢とかそういうのとかを考えていらっしゃるんですか。

○市民図書館長（太田 勇） 具体的にその地域ということは考えてはいませんが、病院等も訪問しておりますので、病院に入院されている方が読みたいというような本は準備しております。そのほかに、一般図書、児童図書、雑誌を載せています。なるべく、新刊本等直近に購入した図書を、沢山に積んでいくようにしております。

○委員長（紅林由紀子） リクエストすればその本を移動図書館車に載せて持ってきていただけるということなんですね。

○市民図書館長（太田 勇） はい。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。  
ほかに。では石川委員何かございましたら。

○委員（石川隆俊） ちょっと質問したいんですけども、「月廻野露草雙紙」ですか、これは確か昭島在住の宇多々という人がつくった、割合江戸のほうにも知られているようなそういう郷土作家の人ですか。

○社会教育課長（片岡国幹） 先生御指摘のとおり、江戸時代に不老軒宇多々、郷地在住の方がお書きになった、いわゆる昔の読み本ということで、月廻野露草雙紙、市

の指定文化財になっております。

○委員長（紅林由紀子） この文化財を活用した講演会というのは、この作品についての研究者の方が講演されるとかそういう感じなんですか。

○社会教育課長（片岡国幹） 現在、詳細は詰めているところでございますけれども、これを講談としてやっている方がいらっしゃいますので、こういう機会になかなか触れる機会がないと思いますので、そういう形で講演を行って皆さんに聞いていただければと思っています。

○委員（石川隆俊） 面白い話かちょっと知らないんですけども、割合、昭島の人には有名なんですかね。

○社会教育課長（片岡国幹） 市の指定文化財、今 23 件ありますけれども、こういう形の物、いわゆる読み本というのはこの 1 件だけでございまして、当時は広く読まれていたというふうには聞いております。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。  
ほかに何かございますでしょうか。  
すみません、この目標が、市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習というふうに記されているんですけども、不勉強で申しわけないんですが、これは以前からあった言葉でございますか。

○社会教育課長（片岡国幹） こちらにつきましては、本市の 1 次の生涯学習推進計画から提唱しておりまして、教育振興計画の中でもこういったものに基づいて今までの計画を進めていくという形になります。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。  
ほかによろしいでしょうか。内容としてはまったく結構な内容だと。何も異論はございません。市政 60 周年ということでいろいろな事業も考えていただいているようで、とても楽しみです。多くの市民がそれに関わっていけるように、なるべく働きかけていただきたいなと思っています。分館・分室の祝日開館ということも大変ありがたいと感じております。  
それでは、ほかに御質問などないようですのでお諮りしたいと思います。  
本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。  
（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、御異議なしと認め、議案第 1 号は原案どおりに決しました。ではどうぞ、よろしく願いいたします。  
それでは続きまして、議案第 2 号 昭島市市民図書館運営規則の一部を改正する規則についてと、報告事項になりますが、報告事項 3 昭島市市民図書館に勤務する職員の勤務を要しない日、勤務時間の割振り等に関する規定の一部を改正す

る訓令については、関連いたしますので一括して説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 議案第2号 昭島市市民図書館運営規則の一部を改正する規則について、また関連しております報告事項3 昭島市市民図書館に勤務する職員の勤務を要しない日、勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する訓令につきまして、一括して御説明申し上げます。

昭島市市民図書館運営規則は、平成26年4月1日から、昭島市市民図書館分館・分室において祝日開館を実施し、読書環境の拡充や利便性の向上を図ることを目的に改正いたすものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

改正の内容といたしましては、第3条第1項第5号につきまして文言の整理をさせていただきます。

同条第2項第4号で、分館の休日の開館時間を午前10時から午後5時までとする規定を追加しております。

第4条第1項におきまして、分館・分室において祝日開館を実施するため、図書館の休館日の規定を分館・分室を含む図書館の規定に改めております。

第1号から第2号は文言を整理し、改正後の規則では一つの号にまとめ、休館日は月曜日と定め、ただし、月曜日が休日とあたる場合、月曜日の後の最初の休日以外の日と定めております。事例を申し上げますと、月曜日と休日、振替休日を含むが重なった場合、火曜日が休館日に。5月のゴールデンウィークの場合、3、4、5の休日のほか、6日火曜日が振替休日にあたるため、7日水曜日が休館日となります。

第3号及び第4号は、各々1号ずつ繰り上げさせていただきます。

第4条第3項は、第2項を削除しておりますので繰り上げております。

また、附則におきまして、本規則の実施日を平成26年4月1日といたすものでございます。

以上、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項3 昭島市市民図書館に勤務する職員の勤務を要しない日、勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する訓令は、昭島市市民図書館運営規則の改正に合わせ、休日の取扱いを定めるため制定いたすものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

第5条におきまして、国民の祝日、1号（国民の祝日）、3号（その前日及び翌日が国民の祝日である日）、が月曜日にあたる場合、この日の後の休日以外の日を休日にしておりましたが、分館等で祝日を開館日と定めたため、「国民の祝日に関する法律第3条第2項に規定する休日、振替休日」が月曜日と重なる場合、翌日を休日といたすものでございます。

現在、その前日及び翌日が国民の祝日にあたる場合の休日が、月曜日にあたる場合はございません。これによりまして、今まで2項が規定する休日、振替休日が月曜日と重なった場合、翌火曜日に職員は出勤しておりましたが、今後勤務を免除される休日となります。

また、附則におきまして、本訓令の施行日を平成26年4月1日といたすものでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

本件に関しまして、ただいま説明いただきましたけれども、何か御質問や御意見などございますでしょうか。

分館・分室が、市民図書館本館と同じように祝日が開館になったために生じるいろいろな書き換えということでございますね。わかりました。

何かございますでしょうか。

この件とはちょっと関係ないかもしれないんですけども、分館・分室が、祝日も開館できるようになったということの背景には、今、業務委託されていらっしゃると思うんですけどもそれと関わりがありますか。

○市民図書館長（太田 勇） 平成 22 年度までは、職員及び嘱託職員が運営しておりました。平成 23 年度より委託することにより、3 年間運営をさせていただきましたが、職員等の配置ということがありませんので、今回祝日開館ができるようになりました。委託をしているのが大きな要因と思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ということで、こういったメリットがあるということでございますね。

ほかに何かございますでしょうか。

特段、何かなければお諮りしたいと思います。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） 異議なしということで、議案第 2 号は原案どおりに決しました。そして、報告事項 3 も了解いたしました。ありがとうございました。

それでは、以上で議案の審議が終わりました。

次に、協議事項に移ります。

協議事項 1 昭島市いじめ防止基本方針（案）について説明をお願いします。

○指導主事（大友基裕） 協議事項 昭島市いじめ防止基本方針（案）について提案いたします。

平成 25 年 9 月 28 日に、国で施行された「いじめ防止対策推進法」第 12 条の主旨を踏まえ、昭島市内公立小中学校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、昭島市いじめ防止基本方針を策定するものです。また、第 14 条により、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を計るため、昭島市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、対策を実効的に行うための教育委員会の附属機関として、昭島市いじめ問題対策委員会を設置するものです。参考として、条文は協議資料 13 ページの関連法規に掲載してあります。

協議資料 8 ページを御覧ください。いじめに関する重大事態への対応を図にまとめたものです。

いじめ防止対策推進法第 28 条に述べられているような重大事態が発生した場

合、昭島市教育委員会からいじめ問題対策連絡協議会に報告し、調査主体や調査方法を決定します。決定後、教育委員会の附属機関となるいじめ問題対策委員会において調査を行い、事実関係を明らかにするとともに、学校に対し問題解決に向けたさまざまな支援や助言、指示を行います。問題の早期解決に向けた具体的かつ実行可能な取り組みを行うために、学校と関係諸機関との緊密な連携を図り、連絡調整を行うのが対策委員会の役割となります。その後、市長への報告を行った結果、市長が再調査が必要であると判断した場合には、昭島市いじめ問題調査委員会にて再調査を行い、解決に向け適切に対応するという流れになります。

昭島市いじめ防止基本方針の全体構成です。ページを戻りまして2ページを御覧ください。

第1に、基本的な方向に関する事項として、いじめの定義やいじめ防止等に関する昭島市の基本的な考え方を述べております。次に、第2として2ページから4ページにかけては、教育委員会の施策について具体的に述べ、各校におけるいじめ防止等における教育委員会としての取り組みを示しております。第3として、4ページから5ページにかけ、学校における取り組みについて具体的に述べております。6ページには、いじめ問題対策連絡協議会の設置要綱、7ページは、いじめ問題対策委員会の設置要綱を示しております。

新たに設置する組織についてですが、昭島市いじめ問題対策連絡協議会は、協議資料6ページの要綱に示したとおり、年3回開催を原則とし、主にいじめの未然防止、早期解消等に向けた連携や意識啓発活動に関する提言等を行います。教育委員会の附属期間であるいじめ問題対策委員会は、協議資料7ページの要綱に示したとおり重大事態への対処のほかに、いじめの未然防止、早期解消に向けた調査研究に関することを主に行います。

いじめは、絶対に許されない行為であるという共通認識のもと、学校と教育委員会はもちろんのこと、家庭・地域・関係諸機関等が互いに連携し、組織的かつ継続的な取り組みを行うことで、昭島市のすべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするための基本方針の案を提案させていただきました。

なお、今後のスケジュールですが、本日の協議を踏まえて、次回2月13日の定例会にて議案として提案させていただきます。その後、各学校、町内関係部署、関係期間への周知を経て第1回厚生文教委員会で説明し、4月1日までに各学校の基本方針の策定を指示する予定でございます。

御協議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

協議事項1についての説明が終わりました。本件に対する質疑、御意見、御要望などございませんでしょうか。本件は協議ということでございますので、ぜひともいろいろな御意見をお聞かせいただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

それではまず、すみません。私のほうからいくつか質問をさせていただきたいんですけれども、枠組みとしては組織的な対応ということで大体理解はしたんですけれども、この会がいろいろあって、名称が非常にややこしいという部分があ

って、この名称はこの名称でなければいけないんでしょうかという部分がありますのと、この中の文章の中でこれはどのことを指しているんでしょうかという部分が何か所かありましたので、すみませんが、ちょっと今よろしいですか、質問させていただきます。

まず、3ページの、4(1)②の、「未解消のいじめに関してや、いじめ問題の状況等に関する調査を行い」という、これはどこがやるのかという部分がちょっとわからなかったのと、「その結果をもとにいじめ問題対策協議会で分析・協議」というふうに書いてあるのは、これは連絡協議会のことなんですかという部分と、引き続き同じようなことですね、4ページの(7)⑥の「学校等からの報告を受け、昭島市いじめ問題調査委員会による調査を実施する」と書いてあるのは、この再調査が必要な場合につくられるという、いじめ問題調査委員会のことなのかどうかという部分が、まずちょっと確認させていただきたい部分があります。

それと引き続き、2点ちょっと教えていただきたいんですけども、この(3)の①に書いてあります「学校サポートチーム」というのはどういうものなのか、今もうすでにあるものなのかどうかという部分を言葉としてちょっと教えていただきたいという部分と、(7)の⑤の「家庭と子どもの支援員を各校に配置し」というふうに書いてありますけれども、これはもう既に今、配置されている登校支援員のようなそういった感じの支援員と重複するものなのか、また新たにつくるものなのかという部分を、すみませんが教えて下さい。

○指導主事(大友基裕) 大変紛らわしいところがございまして申しわけございません。名称に関しましては、わかりづらいということで、今回協議いただいたことでまた検討をさせていただきたいと思っております。

御質問の、まず3ページの4番の②の「未解消のいじめに関して」という部分に関してです。どこがやるのかということと、あとは下の、「いじめ問題対策協議会」とありますのは、これは「連絡」が抜けておりました。申しわけございません。いじめ問題対策連絡協議会の分析等ということになります。年3回のふれあい月間におけるいじめの調査が都の調査として行われます。その調査項目のいじめの認知件数の中に未解消のいじめというものがあります。その未解消のいじめに関して、各校にアンケート調査を取るのは市のほうで行います。未解消のいじめ、つまりその未解消のいじめがどんな内容、もっと具体的に、その未解消の部分に関してどのような内容の取組や対策を学校ではとろうとしているのかということの調査を行います。その調査結果をうけて、いじめ問題対策連絡協議会のほうで、その調査結果をもとに分析協議をし、その解決に向けた方策等について提言し、支援していくというような流れになっております。

次が、4ページの(7)の⑥ですが、これは学校からの報告を受け、昭島市いじめ問題調査委員会とありますが、これは第一段階だと思いますのでこれは対策委員会の間違いだと思います。大変失礼いたしました。

次です。学校サポートチームの御質問ですが、8ページの図の中に示してあるところ、学校というところがございまして。学校という大枠の中にその学校を囲むような形で、学校サポートチームというものが設置されていると思っております。いじ

め防止対策推進法が施行される前、それ以前、施行される前までは学校サポートチームで対応しておりました。学校内だけでは解決できない、例えば不登校の問題とか問題行動ですとか、いろいろ児童・生徒が抱えるさまざまな問題に、より組織的に対応していく必要があるだろうということで、学校だけではなく、例えば保護者だったり地域だったり、民生児童委員さんだったり、そうしたいろいろな関係諸機関、まさに今ここでうたっている関係諸機関というものを学校サイドで巻き込んでといいますか、そういう方をお願いしてサポートチームという形で、学校独自のチームをつくり、対応していこうというような取り組みでございます。

家庭と子どもの支援員というものは、今全校配置しておまして、主に不登校対応ですとか、あとはちょっと個別に対応が必要な児童・生徒に対して、よりきめ細やかな支援を行っているということでございます。

○統括指導主事（稲富泰輝） それではページにしたがって補足をさせていただきます。

まず、3ページ（3）①の学校サポートチームでございますが、こちらは学校のほうに平成23年度末に設置してございまして、21校ともあります。各校の生活指導部会のところと地域の方と連携して、いろんな問題に対応しようというところで組織をしているところございまして、今ある組織をどう活用してこのいじめに対応していくのかということをお考えを教育委員会では考えております。

そして、7番の4ページ（7）の⑤、家庭と子どもの支援員、これは紅林委員長がおっしゃられました以前の登校支援員が、学校と家庭の連携支援員事業の中で配置している支援員で、これも21校、今年度からすべて入っているものでございます。不登校のところもいじめが起因するものも考えられますので、こちらを解消していければというふうに考えております。

もう1点ですね、年3回の報告についてでございますが、9ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。9ページは、普段行っています、ふれあい月間で数字で上がってきているものでございます。ただ、未解消のものは、今まで指導主事のほうで各校、1件、1件電話での聞き取りをしていました。それをローマ数字の2番のところで、未解消のいじめの状況を学校でまとめていただいて、この未解消でお困りになっているお子さんの解消に向けてどのように取り組んで行くのかということをお定期的にやっていく、そのような考えをこの基本方針に合わせて教育委員会事務局では考えております。補足をさせていただきます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。よく理解しました、ありがとうございます。

はい、石川委員お願いします。

○委員（石川隆俊） ちょっと質問していいですか。このような施策が必要なことはこれはもうやむを得んかもしれませんけれども、特別これをつくることになったというのは、都の指導というか全般的なガイドラインみたいなものがあって市もやっているのか、それとも当市独自のものかその辺のことを教えて下さい。

○指導主事（大友基裕） この昭島市のいじめ防止基本方針の策定の根拠となっているも



のは、13 ページに示しております、国のいじめ防止対策推進法なのですが、その第 12 条、地方いじめ防止基本方針のほうにあたります、地方公共団体がつくらなければいけないというような法的根拠があります。それに沿ってどのような内容を書式でということなのですが、国のいじめ防止基本方針というものが、その後示されまして、並行して東京都のほうでもそのようにいじめ防止基本方針というものを策定しているところがございます。私どもが参考にしたのは国ということでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、内容につきまして何か御意見などございますでしょうか。

○委員（小林和子） 意見ということではないんですが、5 ページの学校におけるいじめ防止等に関する取り組みというところで、1、未然防止から早期発見それから早期対応、重大事態への対処というようなことであげてあるんですが、やはり、どの項目も大事なかなと思ひまして、特に未然防止、それで防げれば一番いいことではあります、なかなか子どもたちの中ではそうもいかないこともあったりして、問題は日々起きると思ひますので、やはり早期発見に努めることも大事なかなということで、その早期発見のところ、③に、「日ごろから児童・生徒の見守りや信頼関係の情報等に努め、いじめに関する情報等を教職員全体で共有する」、4番、「地域や保護者からも情報を収集する」、このあたり、やはり学校だけではなくて地域の方も、最近子どもたちの登下校も見守っていただいています、やはり子どもの普段の様子とちょっと顔が曇っているとか、元気がないとかいろんなことを見て下さっている方も多いわけですから、その辺、大いにそういう方たちと連絡・連携を取って情報を得て、早期発見できればあまり大事にならないうちに解決できれば一番いいわけですから、そういうようなことを言葉どおり早期発見と早期対応ですね、こういういじめの防止、基本方針ができた、こういうことが生きればいいなと思ひました。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。私もまったく同感で、やはりこの一番最初に書いてあります「いじめは必ず起きる」というところの認識は本当にそのとおりでありますし、そういった意識を持ちながら早期発見・早期対応ということが大事だと思います。その意味で信頼関係の構築というところもすごく大事だと思いますし、その情報を先生方の中で、また組織を通じて昭島市全体でというか、いろんな関係機関の中で情報を共有化して連携して対応していくことが、とてもそういったことをちゃんと文章化されたという意味はすごく大きいなと思ひます。その中でやはり早期発見・早期対応というために、やっぱり3 ページの（2）の2にありますけれども、「児童・生徒・保護者並びに学校が相談しやすい環境をつくるため」ということは書いてありますけれども、「多様な相談窓口、情報を各校に周知する」というこの部分はすごく大事だなと感じます。そういった意味で、時間的なずれのないように、なるべく相談を受け付けられる幅というか、時間になるべく広いほうがいいのではないかなと思ひます。多分、教育相談も終わりの

時間とか、多分、決まっているんじゃないかなと思いますので、メールとかでしたら何時でも送れるとは思いますが、それに対して対応できる時間が、難しいと思うんですけれどもなるべく幅広い時間で対応していただけるような、そういった取り組みをちょっと検討していただけるとありがたいなと思いました。

そしてまた学校において、やはり子どもたちが何かあったときに助けてということが言えるような信頼関係、もちろん一番は担任の先生だと思うんですけれども、そういった意味でも担任の先生が休み時間も子どもの様子が見られたりとか、一緒に休み時間に遊んだりとか、そういった時間をつくることも仕事だというような学校環境をぜひつくっていただければというふうに思います。そしてまた、やはり学校の中では、担任の先生だけではなくて、養護の先生とかそして今スクールカウンセラーの先生も配置していただいていますので、そういった先生方とも話が子どもたちが話ができるように、特にスクールカウンセラーの先生はいつもいるというわけではないと思いますので、そういった先生方が、カウンセラーの先生が子どもたちとより親密になっていただくような場づくりというか、うちの子どもの学校なんかカウンセラーの先生方のお便りなんか時々もらってきますけれども、そういったのも一つですし、あと給食を一緒に食べてくれるとか、一緒に遊んでくれるとか、朝会で何か一緒にやってくれるとか、何でもいいんですけれども、ああ、あの先生だよなみたいな、そういった顔の知っている先生に悩みを言えるみたいな、そういった学校の環境づくりというかそういったことをしていただければと強く思います。

○委員（小林和子） 早期発見、早期対応ということで、とても大事なことなんです、3ページにあります、いじめの未然防止に向けた取り組みという、これもやはり心がけていくことが大事ななと思っていて、その1項目め、「小中連携推進委員会において小中9年間を見据えた学習規律や生活規律の徹底に向け、具体的な方策を提言する」と。やはり、学習規律や生活規律、生活がきちっとしていると心持ちも自然に穏やかになったり、いけないことはいけないと言えるというようなそういう方向になるという話もよく聞きますし、学習なども学習習慣なかなかつかない子どもたち、でも最初は10分から20分、30分と机に向かって勉強するというのが最初は苦痛でも、それが段々習慣になると自然に向かうようになるし、1日30分でも机に向かわないと、かえって落ち着かなくなるということを経験した子どもたちもいますしということで、こういう学校や家庭において、小学校だけでも9年間見据えて、さらに高校までもあるんでしょうけど、こういう学習規律や生活規律もきちんとしていくことというのは、やっぱり大事なことはないかなと。そうすればいじめや何かも、そういうことはいけないということが、いろいろ判断力とかついていくのではないかなとということで、こういうことも学校や家庭で、なかなか特に家庭などでは協力を得られない場合も多いと聞きますけれども、それでも諦めずにやはりそういうことに取り組んでいく必要はあるかなというふうに思いました。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、学校での規律と家庭での規律という、基本なんですけどね。それをなかなかさせることが難しいという部分がありますけれども、

いろいろな取り組みをして、少しでもそういうふうになっていくようにしていただきたいというふうに思います。

ほかには何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） アクティビティとしては、まず都が実施する年3回の実態調査をまず定期的に報告するというのと、事が起こったときにやると、両方の面があるわけですね。

○委員長（紅林由紀子） そうです。ふれあい月間での調査と、そこで何か未解消というか、そういったいじめの実態が報告された場合の特別なケースに対しての対応。

○委員（石川隆俊） 急に起こってきた場合。

○委員長（紅林由紀子） 急に。3回の定期的な調査の報告とは別に、特別に何か起こったときにはそれへの対応と。

○指導主事（大友基裕） いじめ防止対策推進法の中に、各学校においてもそのいじめに組織的に対応する組織をつくるというようなことが述べられておまして、昭島市としては組織をつくっているのですが、同時に学校のほうにもそういう組織がございます。突発的ないじめ問題等とかわかった場合には、例えば、担任が一人で抱え込まずに、その校内にあるいじめに対応する組織、そこに報告をあげて、校長を中心とした組織なんですけれども、そこから各校で対応する、もしくは昭島市の教育委員会のほうにも報告を上げる連絡をする、そうすることで昭島市のほうとしても早期に対応できるように、そういう組織を設置するというようなことです。

○指導課長（宇都宮聡） 今の御質問は突発的事項が起こった場合にどうするのかということではないかなと思うんですが、突発的事項が起こった場合には、いじめ問題対策協議会や教育委員会に報告が上がります。これは、協議会を開いて検討をして学校を支援していこうというようなことになれば、第6条のところに、「協議会を年3回開催を原則とする。委員長が必要と認めるときはこの限りではない」という要綱がありますので、そういったときには私のほうで緊急に召集を委員長さんをお願いして開催すると。そういった方法になると思います。

○委員（石川隆俊） よくわかりました。

○委員長（紅林由紀子） よろしいですか。この感想ですけれども、この協議会は年3回開催を原則とするということなんですけれども、非常に、協議会の構成のメンバーを見ますと、どれも重要な役割を担っていらっしゃる方ばかりですけれども、規模として大きすぎないだろうかという疑問がちょっとあるんですが、例えば、広いために実際の事態に対しての関わり方が浅くなってしまうことがないだろうかという気持ちがちょっとあります。例えば、年3回、この協議会があるとい

うよりは、例えば中学校区ごとにこういった連絡協議会があって、こういった連絡協議会を実施して、より顔が見える子どもたちの範疇で連絡協議をしていただいたほうが実効が上がるんじゃないかという気持ちも少しあるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○統括指導主事（稲富泰輝） いじめ問題対策連絡協議会のほうで御質問いただいたところですが、まずこの会議について、今まで実際同じようなことはやっていたんですが、実際に設けてやってきていることがなかったものですから、やはり我々事務局で提案するときには、当初はやはり市全体で共有をさせていただいて、それである程度の方針をまとめて、またそのときに何年後かになるかどうかわかりませんが、実際に形にあったものにしていこうというふうに考えております。また、ここでは連携に関することが主になりますので、実際のところについては、指導主事のほうで担当しています生活指導主任会で細かいところをやっていくという必要もありますので、ですので、実際のところ学校で組織的に対応していくところについては、各学校、または生活指導主任の集まったところでやっていくようになるのかなと思います。ただ、今いただいた意見も今後協議してまいりたいと思っています。

○学校教育部長（丹羽 孝） いじめ対策連絡協議会については、その所掌事項を見ていただくとわかるのですが、いじめの未然防止・早期解消等に向けた取組、その為の各団体との連携、いじめは許さないという啓発活動を主に行うこととしております。それで、地域・家庭・住民みんなそういう認識を合わせようというところで、ウィズユースとか自治会とか、多くの団体の方をお願いをしながら行うということです。難しいいじめ問題が起きたときは、いじめ問題対策委員会のほうで、専門的な方の中で行います。ということで、いじめ対策連絡協議会は、啓発とか、いじめがおこらないようにみんなで考えようというところを重点的に置いていますので、このようなメンバーになっているということでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、それから対策委員会のほうなんですけれども、この組織の構成メンバーを見ますとまたもや非常にこれに関係した大切な方々で組織されるようなんですけれども、この秘書広報課職員はどういった役割になるんですか。

○指導主事（大友基裕） 秘書広報課職員というのは、市長部局の担当の方でして、例えば先ほど申し上げましたが再調査が必要な場合ですとか、あと市長に調査結果を報告しなければいけないところがあるので、その時に、例えば再調査等々が必要になったときに市長と直接パイプのある方といいますか、そういう方が仕切ったほうがいいのではないかとということで加えさせていただいております。

○統括指導主事（稲富泰輝） この秘書広報課職員の方に、主に連携していただきたい内容としまして、この方が法律相談や市のさまざまな相談事業についてお願いしている部分がありますので、その専門的見地からこの委員会のほうで御発言いた

だいて方向性を示していただきたいというふうに思っております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

ほかには何かございますでしょうか。

最後にもう1点だけ申しわけないんですけども、8ページと12ページと両方なんですけれども、いろいろなこれは当然されることだと思うんですけども、一番左側の学校の部分で、「被害児童・生徒の保護・ケア、加害児童・生徒への働きかけ」という部分がございます、ともにとても大事だと思うんですけども、それと同様にやっぱりこの周辺の児童・生徒への心のケアという部分もできれば入れていただければと感じております。やはりそういったことが起きた場合、怯えるという部分もありますし、やっぱりそれを止められなかった自分を責めるという部分も多分あると思いますので、そういう部分へのケアも同時に行って、もちろん行っていただけると思うんですが、せっかくですので載せていただければと思いますので御検討いただけるとありがたいと思いました。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

今、いろいろな意見がございましたので、これをもとに、また校長先生方という御意見を伺っていただいて、昭島市として適したいい形のものをつくっていただければと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上で協議事項を終わります。

それでは、続きまして報告事項に入らせていただきます。

報告事項1 昭島市実施計画(平成26年度から平成28年度)(教育委員会関係)について、説明をお願いします。

○庶務課長（柳 雅司） 報告事項（1） 昭島市実施計画（平成26年度から平成28年度）(教育委員会関係)について御説明させていただきます。

平成26年度から平成28年度まで、昭島市実施計画につきましては、昨年12月17日に開催された市議会全員協議会におきまして議会に報告をさせていただいたもので、そのうちお手元の報告資料1は、教育委員会関係を抜粋したものでございます。

本計画策定の目的は、平成23年度から始まっている第5次昭島市総合基本計画の着実な推進を図るため策定するもので平成26年度から3カ年にわたる計画期間中の施設計画事業を中心に事業量を示したものでございます。

2ページから5ページにつきましては、学校教育部関係、6ページから10ページにつきましては、生涯学習部関係になっておりますので、学校教育部関係については私から、生涯学習部関係については社会教育課長から御説明を申し上げます。

それでは、学校教育部関係について御説明をさせていただきます。

まず、今回の実施計画については先ほども申しましたが、平成23年度から32年度までの10カ年の第5次昭島市総合基本計画に基づくものであり、2ページ目の冒頭3、未来を育むあきしま(教育・文化・スポーツの充実)につきましても、総合基本計画の大きな6つの基本計画の大綱の1つであります。

それでは、3カ年の事業計画について、2ページの下段から事業名の順に沿い

ながら概要を説明いたします。なお、まだ議会の予算審議を得ておりませんので、実施年度などは予定としてお聞き下さい。特に平成 27 年度以降については、経済状況や喫緊の課題の発生等により遅れることがありますので御了承下さい。

まず、つつじが丘北小学校校舎増築及び太陽光発電設置工事につきましては、つつじが丘南小学校とつつじが丘北小学校の統合により、教室が不足することから、校舎の増築を行い、あわせて増築等の屋上に太陽光発電設備を設置するもので 26・27 年度の 2 カ年の、継続して予定しております。

次に、学校の除湿温度保持機能復旧工事については、中神小学校の工事を 26 年度に、玉川小学校の工事を 27 年度に、富士見丘小学校については 28 年度に設計を行う予定でございます。

便所の改修工事については、瑞雲中学校の工事を 26・27 年度に、つつじが丘北小学校の工事を 27・28 年度に、拝島第二小学校の工事を 28 年度に、昭和中学校については設計を 28 年度に行う予定でございます。

次に、体育館の防災機能強化工事ということで、昭和中学校、拝島中学校、清泉中学校、拝島第二小学校で、天井・照明・外壁などの被構造部材の耐震化工事とあわせて、誰でもトイレの設置を含めたトイレ改修工事を 26 年度に予定しております。

また、つつじが丘北小学校の校舎・体育館の外壁や屋上防水等工事を 26 年度に。共成小学校の外壁改修工事を 26 年度に、瑞雲中学校の校舎、体育館の外壁改修工事を 28 年度に行います。瑞雲中学校は、あわせて校舎体育館の屋上防水工事と 20 キロワットの太陽光発電設備を設置する予定です。

運動場芝生化については、光華小学校の拡張工事を 27 年度に、昭和中学校の新設工事を 27 年度に、拝島第二小学校の拡張工事を 26 年度に行う予定です。

プールの改修工事は、プール全体に防水シートを貼る工事を中心に行うもので、26 年度に田中小学校と多摩辺中学校、27 年度に成隣小学校と東小学校、28 年度に光華小学校と拝島第二小学校を予定しております。

また、プール浄化槽装置の交換は、26 年度に玉川小学校、27 年度に中神小学校、28 年度に拝島中学校を予定しております。

給食配膳用昇降機の改修工事は 26 年度に拝島第一小学校、27 年度に中神小学校、28 年度に昭和中学校を予定しております。

清泉中学校では、校庭の南側に防球ネット設置工事を 27 年度に予定しております。

小中学校の防犯カメラ及び録音装置等の改修工事については、27 年度に 6 校、28 年度に 7 校を行う予定です。

教職員用パソコン機器等更新については、小中学校全校を 28 年度に予定しております。

音声調整卓については 26 年度につつじが丘北小学校と福島中学校の校舎に、27 年度以降は体育館で中神小学校と武蔵野小学校、28 年度は拝島第一小学校と拝島中学校を予定しております。

帰宅困難者用非常食の確保は、教職員の 3 日分と、児童・生徒の非常食を 26 年度から 3 カ年で確保するものでございます。

中学生英語キャンプ事業は、小学生英語チャレンジ体験事業を同様な事業をいたすもので、よりレベルを高めた内容で平成 26 年度から予定をするものでござい

ます。

通級指導学級開設事業は、対象児童・生徒の推移を見ながら小学校1校、中学校1校を開設する予定です。

特別支援教室モデル校事業は27年度から小学校1校を行う予定です。

学齢簿・就学援助システムは、26年度に導入、27年度の稼働を予定しています。

学校給食、調理機器整備事業として、老朽化した食器洗浄機や蒸し器などの買い換えを行います。また、配食容器についても買い換えをあわせて行う計画で、安全かつ子どもたちに喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

私のほうからは以上です。

○社会教育課長（片岡国幹） 生涯学習部にかかる実施計画の施策につきまして御説明申し上げます。

6ページでございます。

多目的な機能を有する社会教育複合施設の整備に着手するほか、市立会館の空調設備等の改修や耐震化事業を実施するほか、公民館活動で使用する陶芸釜の買い換えを行ってまいります。

7ページでございます。

図書館におきましては、つつじが丘分室の防水及び塗装工事を実施するほか、書誌管理データ・図書購入システムを更新してまいります。

8ページでございます。

市民会館、公民館の非常用自家発電装置の修繕のほか、外壁タイルの打診診断を実施いたします。

9ページでございます。

現行のスポーツ推進計画が平成27年度までとなっていることから、平成28年度以降のスポーツ推進計画を策定いたします。

そのほか、総合スポーツセンターの劣化度調査など、老朽化する施設の維持管理に努めてまいります。

10ページでございます。

文化的資産を将来に引き継ぐため、平成25年度に引き続き、加美町屋台の修理への補助、また平成25年度に刊行した昭島近代史調査報告書1に引き続き、報告書2の刊行を予定しております。

以上、簡単な説明で恐縮でございますがよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

報告事項1についての説明が終わりました。本件に対する質問や御意見などございますでしょうか。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 変な質問で申しわけないんですが、ニュースで東日本大震災の復興事業が進んだり、東京オリンピックでいろいろ建築したりということで、建築資材やら何やら人手なども不足になってきて、ちょっと名前は忘れたので、どこか東京近県の市で、校舎、入札したら誰も引き受け手がなくて落札できなかったと

いうニュースがあったりして、結局予定した価格ではとても落札できないというようなニュースがあったので、今後、この26年度は恐らくそういうことは済んでいるかと思いますが、27年、28年と2、3年先の工事についてはそういうことも今後あり得るのかなって、その辺、そうなると市の予算も限りがあることですからどれかを削らなければならないとか、そういうことも今後起きてくるのかと漠然とした質問なんですけど。

○委員長（紅林由紀子） そのあたりはいかがなんでしょう。

○庶務課長（柳 雅司） 今回の計画の中には3カ年の事業が決まっています、3カ年とも現行の単価で概算ですけれども計算しております。26年度は、この単価でやっておりますが、27年度につきましてはまた再度、来年度見直します、今、現時点から大きく金額が伸びた場合には事業が減ることも考えられますが、なるべく事業の落札者がいないような、そういうことのないように対応したいというふうに考えています。

○委員（小林和子） はい、よろしくをお願いします。

○委員長（紅林由紀子） よろしくおねがいします。

ほかに何かございますでしょうか。

給食の配食容器の買い替えということが載ってございましたけれども、基本的には現行の形が古くなったから新しいものに変えるということなんでしょうか。

○学校給食課長（沖倉正樹） 今、御指摘があったとおりでございます、配食用の食缶ですとかフライザーですね、古くなって変形しているものもございますので、そういった物を順次買い替えていくというような計画でございます。

○委員長（紅林由紀子） 配食用の容器というのは、ああいう大きい食缶とかいうような物なわけですね。はいわかりました。

ほかに何かございますでしょうか。

この特別支援教室モデル校事業とか、そういったところは、まだ27年度からということでございますけれども、どの学校でとかそういったことはこれから考えていくといったことでしょうか。

○統括指導主事（稲富泰輝） こちら、27年度から拝島第一小学校で予定をしております。特別支援教育推進計画に基づいて27年度からスタートできればということでこのような計画を立てさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○学校教育部長（丹羽 孝） 今、統合がありますので、その辺は慎重に扱っているところで、統合があるので教室数が確定できておりません。35人学級とかそういう問題もまだありますので、学校名については、慎重に扱わせていただきたいと思いますので、ご配慮をお願いします。



○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。じゃあまだそれは確定ではないということ。わかりました。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。3カ年の計画ということでございますので、また毎年度計画を出していただけますので、またその時に御意見いただければと思います。

それでは、本件は終わりたいと思います。

それでは続きまして、報告事項2 平成25年度「昭島市立学校児童・生徒及び保護者アンケート」の調査結果についてお願いします。

○指導主事（岸 知聡） 報告資料2 平成25年度「昭島市立学校児童・生徒及び保護者アンケート」の調査結果について資料をもとに御説明いたします。

本調査は毎年行っているもので、資料では平成23年度からの3カ年の調査結果を示しております。

調査対象は、市内小学校第4学年から第6学年の児童及び保護者、中学校では全学年の生徒及び保護者を対象に実施いたしました。

本日は時間の関係から、一部の結果のみ御報告させていただきます。最初に調査結果の1ページの「確かな学力」「学校の授業はわかりやすい」を御覧ください。

児童の89.9%、生徒の80.8%が「授業はわかりやすい」と回答しております。次に、2ページを御覧ください。

「先生方は授業を工夫している」につきまして、児童の87.6%、生徒の84%が「先生方は授業を工夫していると思う」と回答しております。特に中学校につきましては、肯定的な回答の割合が平成23年度から増加傾向にございます。

これらの結果は、先生方の日々の教材研究の成果の表れであると考えられます。7ページを御覧ください。

「豊かな心」「学校には、あなたの気持ちをよくわかってくれる先生がいる」につきまして、児童・生徒ともに「そう思う」「だいたいそう思う」と回答している割合が、平成23年度から増加傾向にございます。

次の8ページを御覧ください。

「学校に相談できる先生がいる」につきましても、同じように肯定的な回答の割合が平成23年度から増加傾向にございます。

また、13ページを御覧ください。

「輝く未来」「先生方は、将来の夢や目標について相談に乗ってくれる」と回答している児童は、昨年度から6.4ポイント増加しております。また、「先生方は将来の生き方について適切にアドバイスしてくれる」と回答している生徒は、昨年度から3.8ポイント増加しております。これらの結果は、先生方が児童・生徒に寄り添い、日々丁寧な指導を行っている成果の表れであると考えられます。

今後取り組むべきこととして、ページが戻りますが11ページを御覧ください。

「豊かな心」「学校生活の中で感動することはある」につきまして、「そう思う」「だいたいそう思う」と回答した児童は、昨年度から3.6ポイント増加し、生徒は2.7ポイント増加しております。今後も、児童・生徒の豊かな心の醸成を図るために教育内容の一層の充実に取り組んでまいります。

その他の項目につきましては、お時間があるときに御覧いただければ幸いです。

以上で報告を終わります。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

報告事項2についての報告が終わりましたが、何か御意見・御質問ございますでしょうか。

大体、多くの項目について肯定的なパーセンテージが上がっていて、本当に先生方頑張っていたらいるんだなというふうなことを実感いたしました。

小林委員、御願います。

○委員（小林和子） 私も、学校とか先生方はずいぶん一生懸命努力していただいて、それがやはり、うんと伸びたのもあれば、少しでもね、でも大体増加しているということでもいい傾向だなと思います。このままどんどん、また数字が上がってほしいなと思いますが、11ページの「学校生活の中で感動することがありますか」で、「そう思う」って、このあたりの読書のところもそうだったんですけど、読書はちょっと上がっていましたが、感動体験というのは多少は上がっていますけれども、それほど上がっていかないって、やはり子どもたちっているんなテレビとかインターネットとかで、いろんなことに情報が多すぎて、自分の本当に素朴に感動するということが少ないのかなって、やはりこの辺の何か感動するという本当に素朴な感動が、よく科学者の話で、それがどうしてを突き詰めていろんな発見につながったりとかいうような話を聞きますと、子どもたちにもっともっと感動とか興味を持つとか、そういうことが深まるといういろいろ学習にも、もっと探求心とかが出てくるんじゃないかなと、今後こういうことも期待したいなと思いました。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。そうですね、さまざまな体験というか、外部の風に当たるような、何かそういう経験があるともっといいのかなという気がいたしました。

中学校において授業を工夫しているとか、学校の授業がわかりやすいとかいうポイントが上がってきているのは、結構もしかすると小中連携とかを始めた効果も少しあるのだろうかと何となく素人では考えたんですけど、そのあたりは先生方どのように見ていらっしゃいますか。

○指導主事（岸 知聡） 本年度立ち上げました学力向上推進委員会で、今お話しがあったとおり小中の9年間を見通した学習指導ということで今年度は検証してまいりましたので、もうすぐリーフレットが完成して各小中学校の先生方に配布する予定ではあります。そのような検証授業の結果などが、それぞれ各校に広まっているところが一つ要因と考えられます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。まずますの連携をどうぞよろしく願います。

ほかに何かございますでしょうか。はい、石川委員。

○委員（石川隆俊）　　このような質問というのは、ほかにしようがないのでこういう設問があるわけですけど、仮に私がこれを質問されたらどう答えていいか迷うものもないわけじゃないですね。例えばここで「自分が将来について考えることがありますか」と聞かれた場合、子どもがどういうふうに思って答えているのかどうか、つまり何も先のことは考えていないというのか、なかなかこれは難しい質問ですね。だから、わかりやすいのものもあるしわかりにくいものもありますよね。だからちょっと、ああ言えばかえって今聞かれたら答えられないのがあるような気がする。子どものころならすんなりとできるのがあるかもしれない。だからこれは難しいところですね。

○委員長（紅林由紀子）　　確かに質問の項目によっては子どもの性格上、どう答えていいかわからないというような項目も結構あるかなと思いますね。

○委員（寺村豊通）　　そういうのは無回答みたいなね。

○委員長（紅林由紀子）　　感動することがありますとかかいうのもね、素直な子どもがどのレベルの感動を感動と考えるのか。きのうのテレビドラマを見て感動したら感動に入るかなとか、いろいろ考えてしまうところがあると思いますけれども、統計でするのでその辺はある程度の傾向は見えるのかなという気がいたしますが、何か補足することはございますか。

○統括指導主事（稲富泰輝）　　今、将来に向けてというところと感動のところがありましたが、いくつか事例を紹介させていただければと思うんですが。

まず、このアンケートですが、平成21年度の時点から方法を変えずにやってきていて、事務局としては傾向を経年で見たいというところがございます。将来のことということですが、小学校4年生以上の学習にさせていただいておりますので、大体小学校2年生の生活科の学習で、生まれてきてから自分を振り返ろうというところをやって、そのときに将来は何になりたいなんていうことを考えていますから、子どもたちは学校の計画的な学習の中で将来について考えるという、キャリア教育推進委員会のほうで取り組んでいただいておりますが、そういった意味では意図的に指導しているところがございます。

また、「学校生活の中で感動することがありますか」ということですが、こちらは大体11月ぐらいの調査で、中学校のほうも割合高い割合を示すことについて、ある校長先生から教えていただいたことは、このアンケートを合唱祭の次の日にやったと。そういった場合には、「学校生活の中で感動することはありますか」というところはやはり高く出ますよというところがございます。ですので、委員の先生方から毎回言われていますけれども、体験活動とか学校行事を充実させていって今後この効果が上がっていくように事務局でも努めてまいりたいというふうに考えております。

すみません、雑駁でございますが、終わります。

○委員長（紅林由紀子）　　はい、ありがとうございました。ということでございます。

意図して出てきている数字でもあるということでございますね。

○委員（寺村豊通） 感想なんですけれども、やっぱり子どもたちというのは、親をベースにするとやっぱり毎日会っている大人というのは学校の先生というのがメインになってくると思うんですね。ですからこういった地道な質問かもしれないですけども継続してやってどういうふうに動いていくかを見たいというのも、すごくいいデータになってくると思うので、学校の先生の地道な対処というかそういったものも少しずつ出てきているんだらうなと思いますので、こういうのを続けながらいろんなパターンを見ながら今後に生かして行ってほしいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（紅林由紀子） それでは、ほかにないようでしたらこれで終わりたいと思います。

それでは、報告事項3は、先ほど議案第2号とともに終了いたしましたので、割愛させていただきます。

それでは、以上で報告事項1から3までの説明が終わりました。報告事項4から10については資料配付のみとなっておりますが、事務局への質問がありましたらお願いいたします。

- 4 昭島市教育委員会事務局職員の人事異動について
- 5 第5回中学生「東京駅伝大会」の開催について
- 6 スポーツ祭東京2013広報誌第14号について
- 7 子ども読書活動推進事業「杉山亮氏の『ものがたりライブ』」の実施報告について
- 8 「読み聞かせ実践講座・お話し会に科学の絵本！！」の実施について
- 9 昭島市図書館蔵書点検に伴う休館について
- 10 昭島市公民館主催事業について

でございます。よろしいでしょうか。

7については、参加した保護者の方からとても良いライブだったというような感想を聞いてまいりました。また、よろしくお願いいたします。

ほかにないようでしたら、終わりたいと思います。

それでは続きまして、その他の事項について事務局から何かございますでしょうか。

ないようですので、次回の教育委員会日程についてお願いします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、2月13日、木曜日、午後2時30分から、場所は市役所301会議室でございます。また、当日は、午後1時より昭島市育英会役員会が市役所203会議室で行われますので、あわせて教育委員の皆様は御出席をお願いいたします。

なお、本日でございますが、この定例会終了後、午後3時30分から学校長との教育懇談会を3階で予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

次回は2月13日ですね。午後1時から育英会が行われまして2時半から定例会ということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

では、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、第1回定例会を閉会いたします。皆様お疲れさまでございました。

平成 年 月 日

署 名 委 員

1 番 委 員

2 番 委 員

調 整 担 当